

市営住宅の明渡し、住宅替による移転 及び移転料等の支払に関する契約書

市営住宅建替事業の実施に伴う他の市営住宅への移転について、堺市（以下「甲」という。）と入居者（以下「乙」という。）との間で次のとおり契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲乙両者は、信義に従い、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（明渡し及び移転）

第2条 乙は、その責任と負担において、自己の所有物を搬出又は処分の上、
年 月 日までに明渡し、次の市営住宅に移転するものとする。

住宅の所在地	堺市
住宅名	市営
住宅番号	号

2 乙は、前項の移転が完了したときは、遅滞なく甲に所定の移転完了届を提出するものとする。

3 甲は、前項の届出を受理したときは、速やかにその事実を確認するものとする。

（移転料等）

第3条 甲は、前条の移転料として金 円、湯沸器移設料として金 円、浴室設備移設料として金 円を乙に支払うものとする。

(移転料等の支払い)

第4条 乙は、甲が乙の移転を完了したことを確認した後、前条に定める移転料等を甲に請求するものとし、甲は、乙の請求に基づき速やかに支払うものとする。ただし、乙が別途甲が指定する日までに請求しない場合は、乙は当該請求権を失う。

2 前項の規定にかかわらず、乙が移転を完了する前に移転料等の前払いを申し出た場合には、甲は前条に定める移転料等の全額又は一部の額を支払うものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

年 月 日

甲 堺市堺区南瓦町3番1号
堺市
代表者 堺市長

印

乙 住所

氏名

印